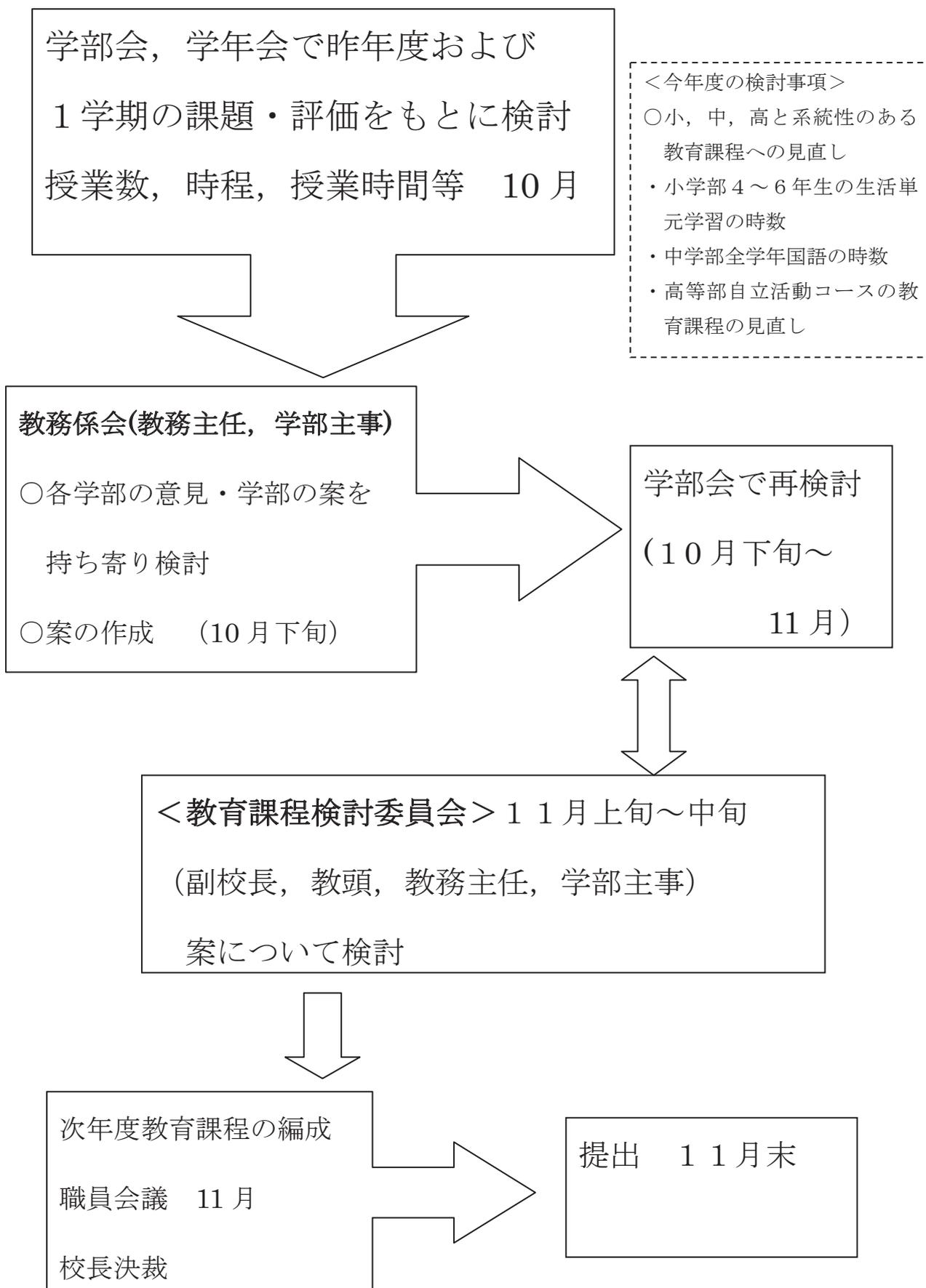


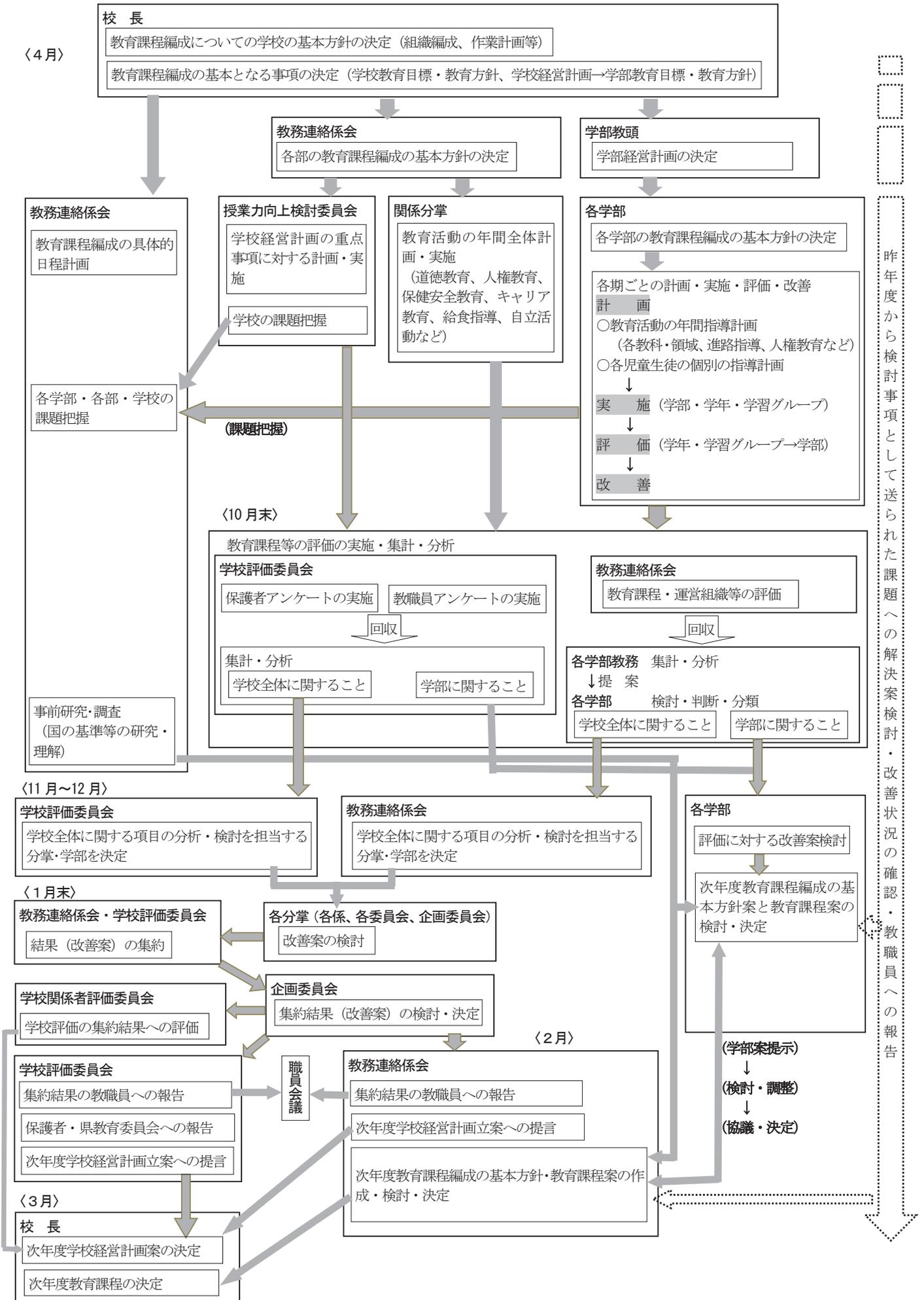
## 資料 1

### フローチャート（教育課程編成）



## 教育課程の編成について（茨城県立協和特別支援学校）





## 香川県立香川中部養護学校における教育課程編成の手続き

4月：新年度開始

↓

5月：各部年間指導計画の作成

前期の個別の指導計画の検討・作成

↓

8月：夏季期間中、前期の個別の指導計画の評価

↓

9月：教育課程検討委員会の開催①

次年度の教育課程について協議を行う

【教育課程検討委員会メンバー】

校長、教頭、教務主任、各部主事、教務部教育課程係、各部学年主任、教科（体育、音楽、美術、家庭）主任

↓

10月：後期の個別の指導計画の検討・作成

↓

12月：各部での次年度の教育課程についての検討・協議

学部主事及び学年主任でたたき台を作成し、部会での検討・協議により次年度の教育課程を決定する

↓

1月：教育課程検討委員会の開催②

次年度の特別教室の利用について協議

↓

次年度の年間授業時間数表（案）を1月下旬に教育委員会に提出（知的障害の特別支援学校は、本表の提出となっている）

（教育委員会より大幅な修正を求められれば、教育課程検討委員会で検討。軽微な修正であれば、教務部教育課程係、各部主事、各部学年主任で検討）

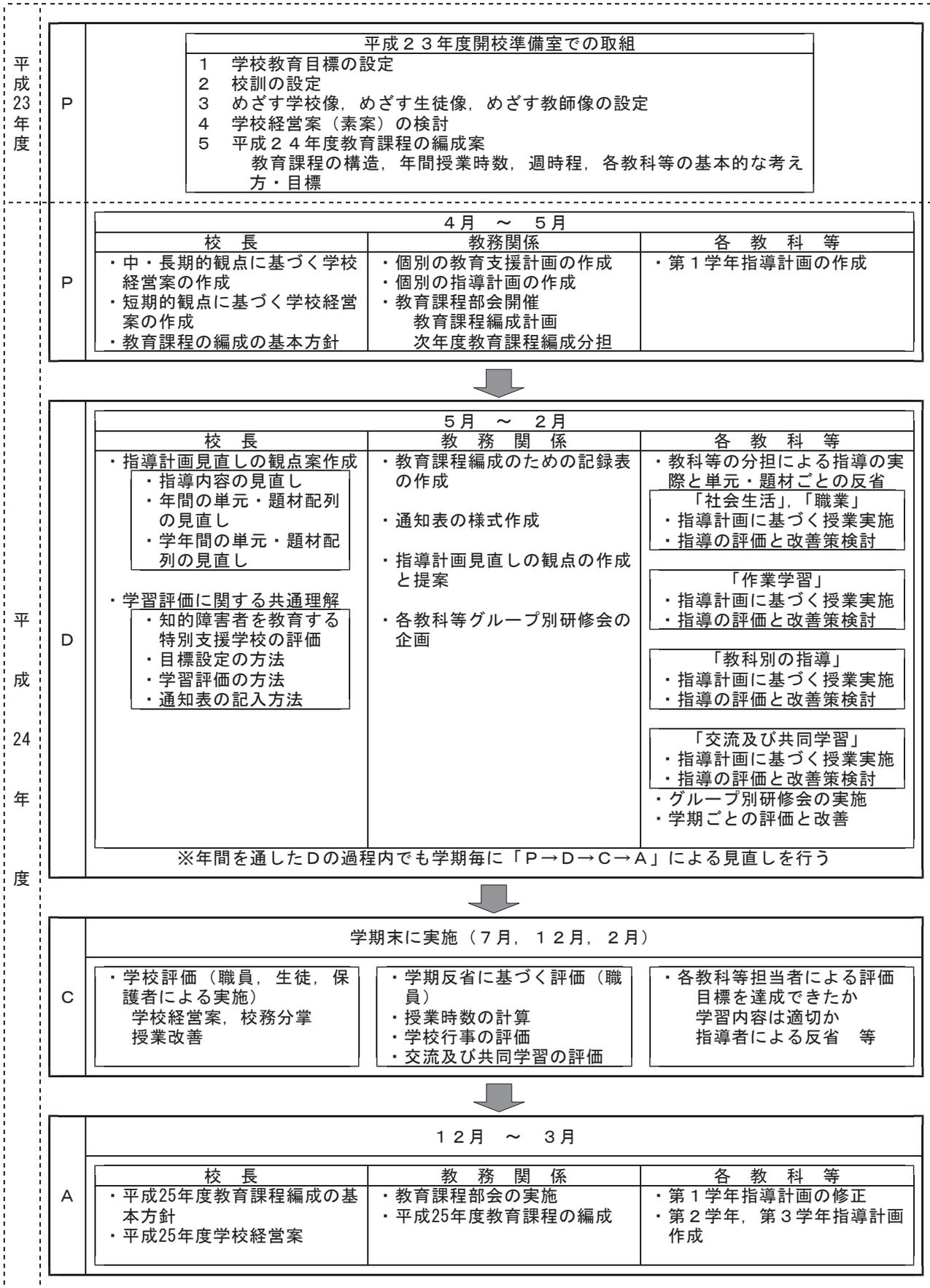
↓

3月：次年度の教育課程決定

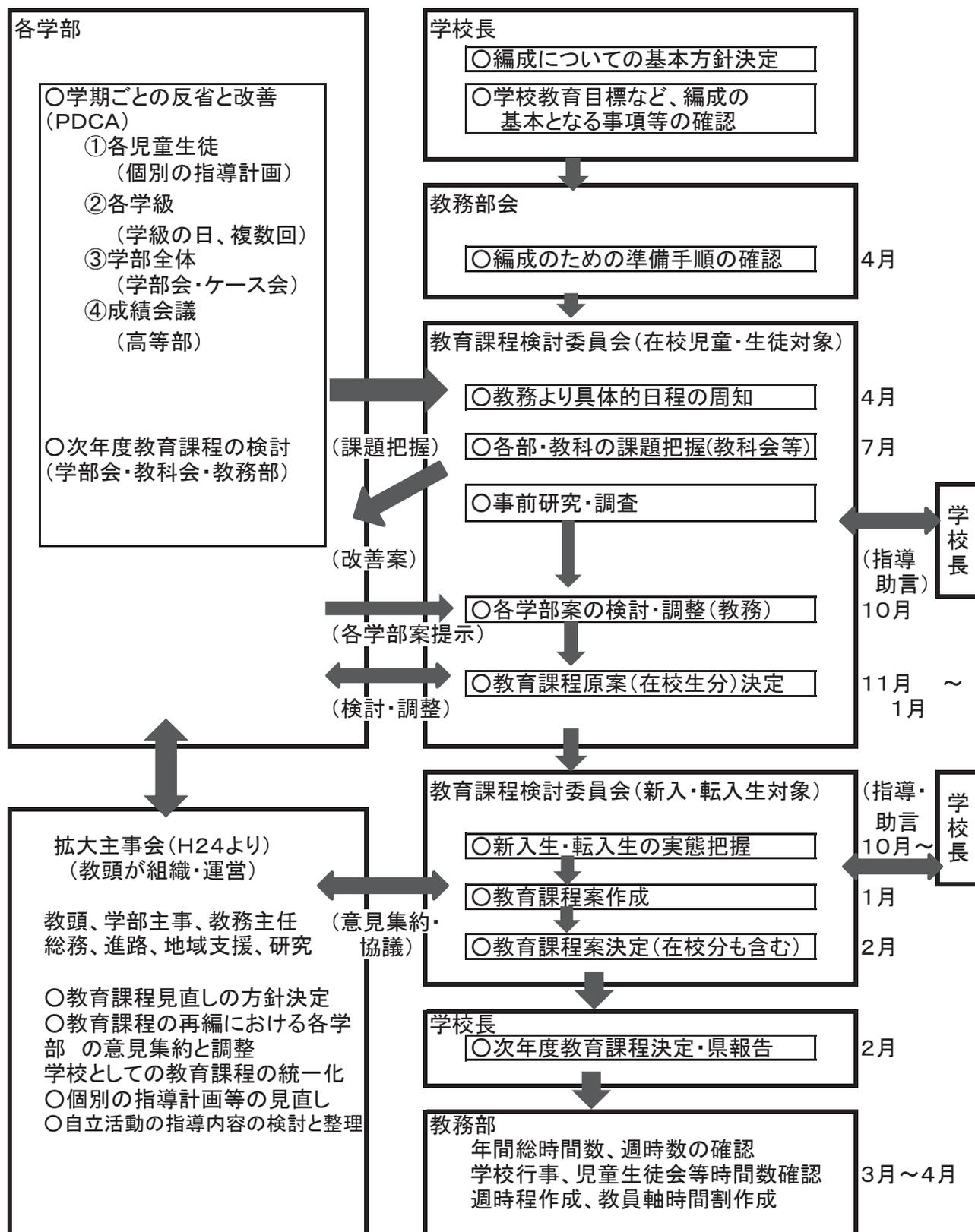
後期の個別の指導計画の評価

# 平成24年度教育課程編成手順

鹿児島高等特別支援学校



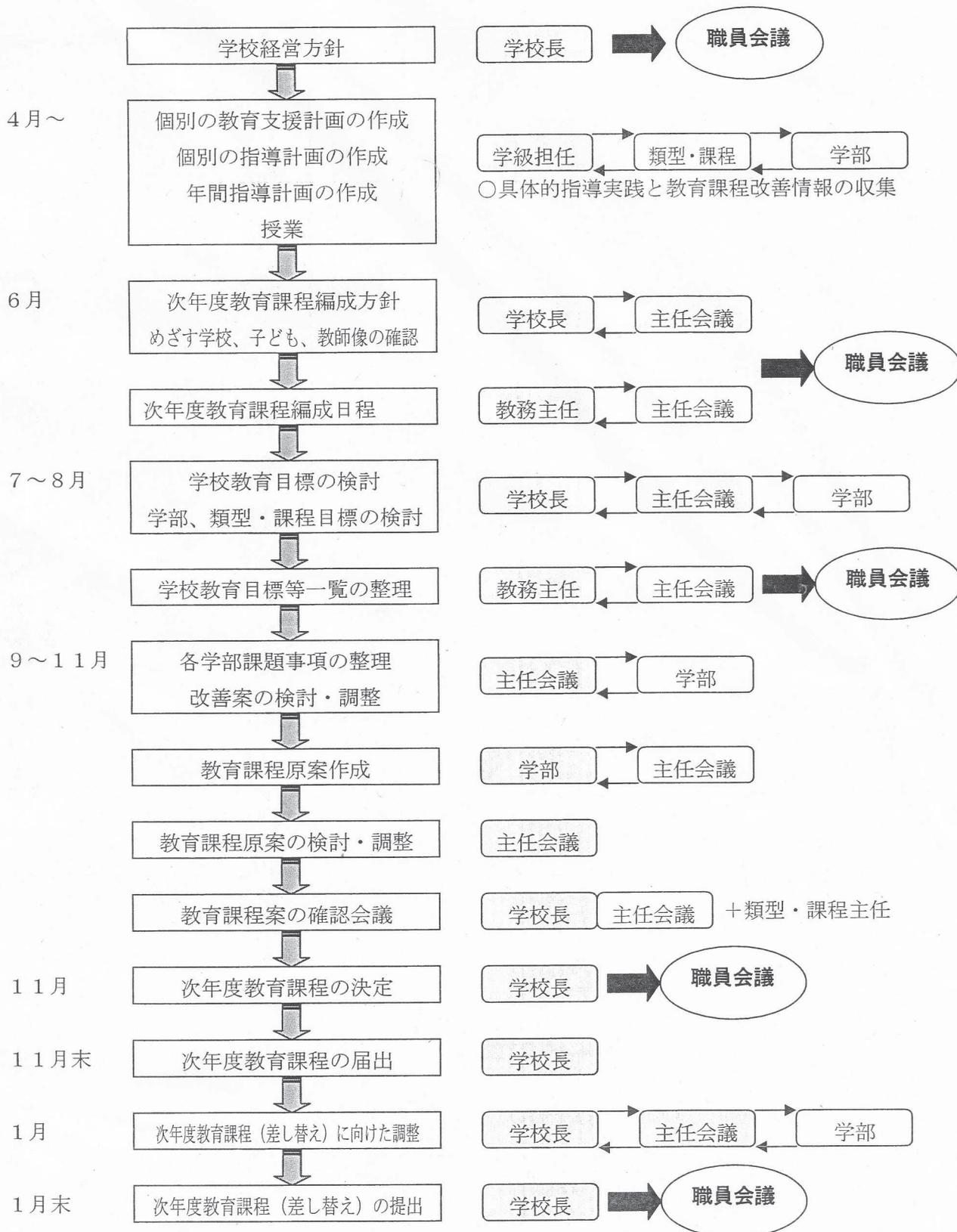
# 島根県立松江緑が丘養護学校 教育課程編成の手順



※教務部会(計7名)  
 ※教育課程検討委員会(11月より各学部在校生、新入生と順次検討)  
 教頭、学部主事、教務主任、各学部教員、授業担当者

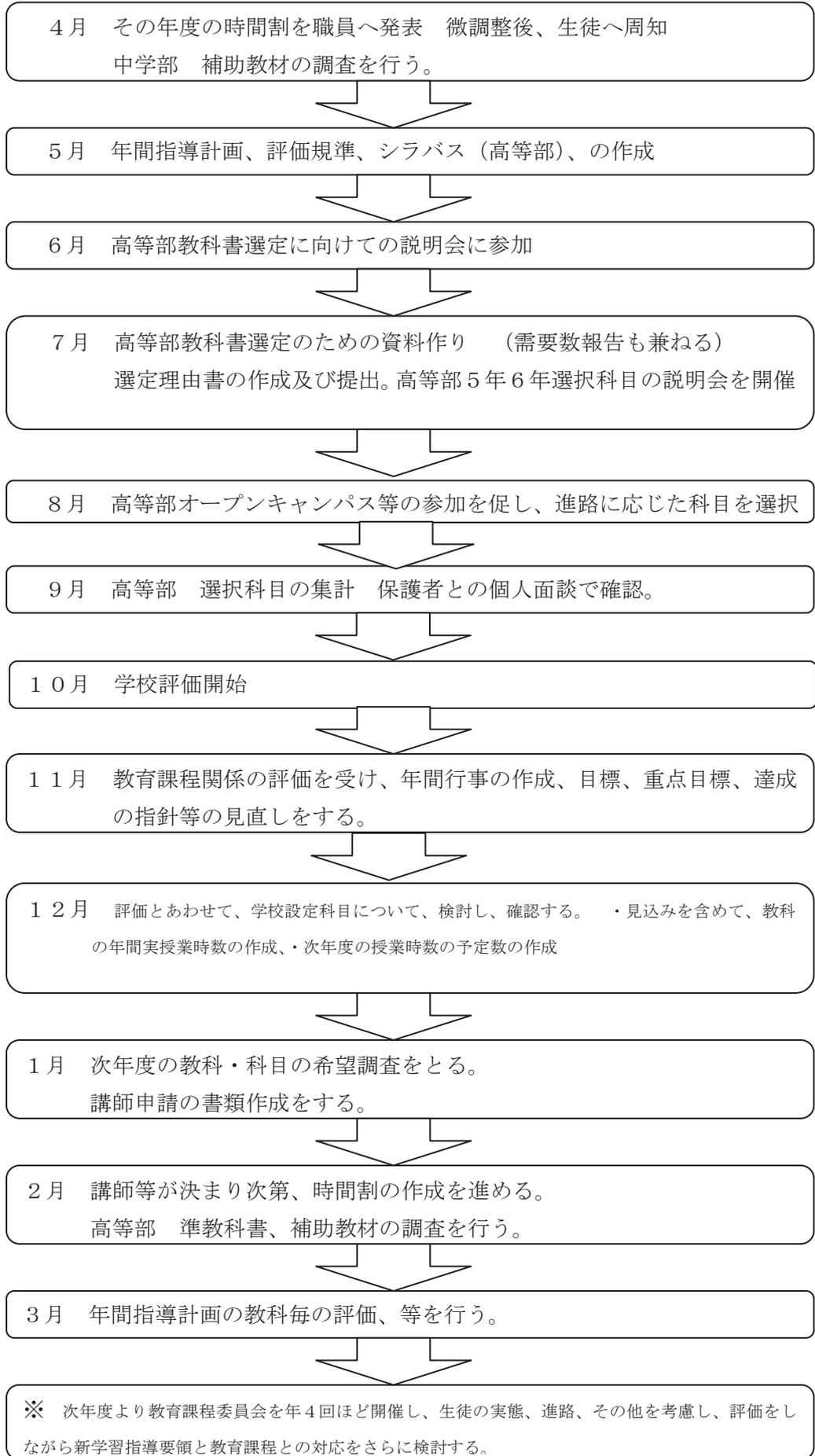
# 教育課程編成手順

青森県立八戸第一養護学校



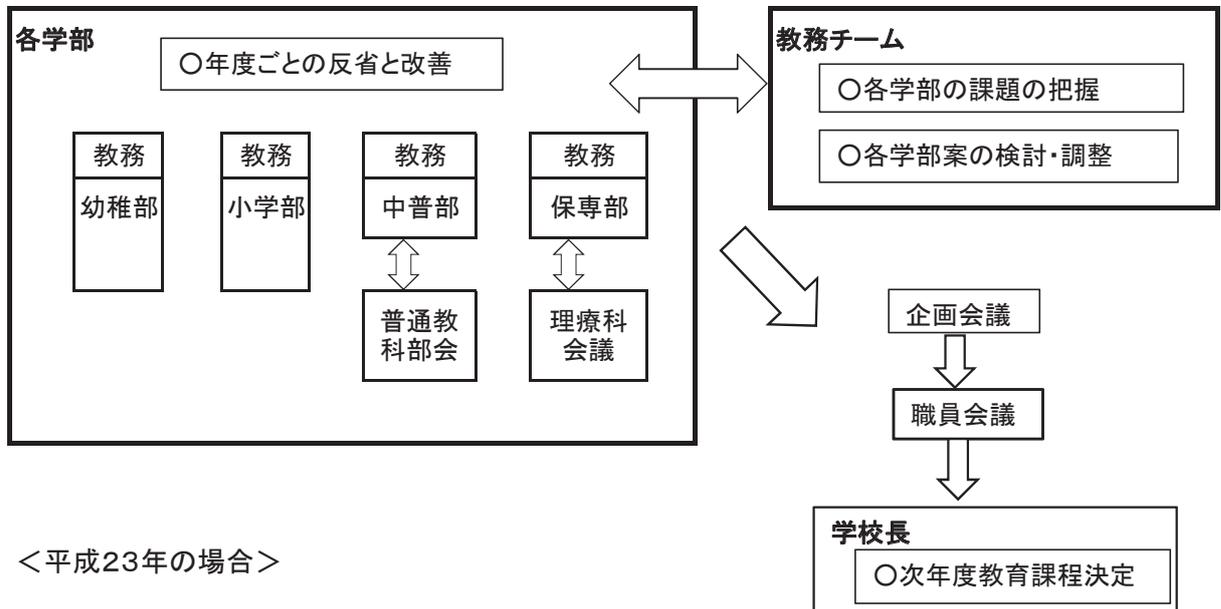
\*主任会議を教育課程検討の中心組織とする。(教頭1、教頭2、◎教務主任、各学部主任)◎運営者

<東京都立中央ろう学校 教育課程決定までの流れ>

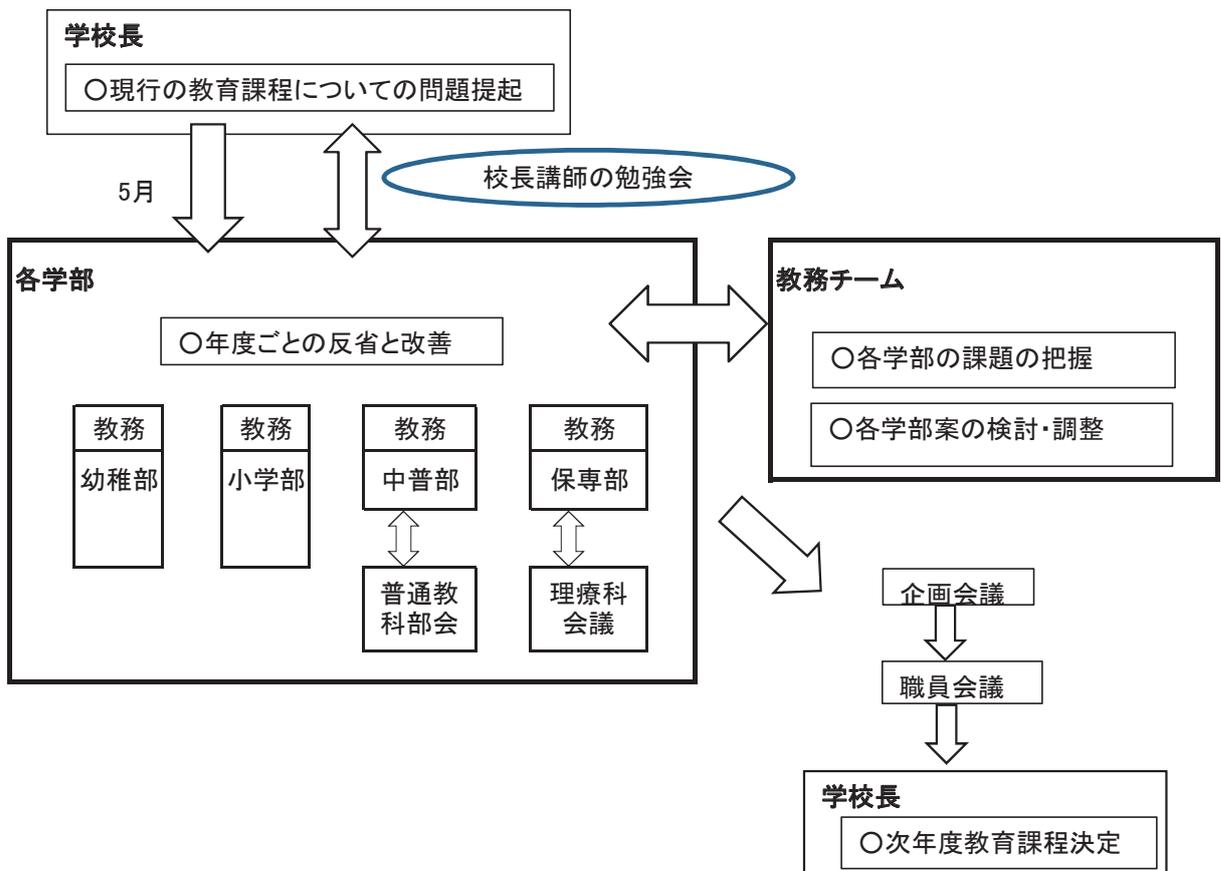


神奈川県立平塚盲学校  
**教育課程編成の手順**

<例年の場合>



<平成23年の場合>



## 資料 2

### 中間報告書都道府県調査自由記述



Q12（都道府県）、Q9（指定都市）特別支援学級の教育課程編成に関して、貴都道府県において、特色ある取組や事例があればお書き下さい。

表 19 特別支援学級の教育課程編成に関して  
特色ある取組、事例（都道府県）

新潟県	小学校特別支援学級における自閉症に対応した教育課程の編成について(研究実践 22年度)
沖縄県	義務教育課が担当している6教育事務所単位で15の研究部会の拠点校を決め小学校・中学校教育課程研究が毎年実施されており、特別支援教育部会の中で県教育委員会の共通研究主題、研究の方向性の下で教育課程についての研究の取り組みを行っている。
福岡県	・特別支援学級教育課程実施状況調査を実施し(毎年度)、教育課程編成について確認と指導を行っている。 ・特別支援学級・通級指導教室教育課程編成の手引を活用した理解促進を図っている。
鳥取県	圏域により実態が異なるため、各教育局が、地域の実態に応じた方法で指導助言等を行っている。 (例)担任対象の教育課程研修会の実施、教育課程編成に係る相談週間を設定し各学校からの相談に対応、市町村教育委員会担当者を対象とした研修会の実施 等
佐賀県	本県では、年度初めに、県内すべての特別支援学級に教育課程の提出を求めている。 提出された教育課程を確認のうえ、必要に応じて指導・助言を行い、教育課程の適正な実施を図っている。
長崎県	各小中学校において編成した教育課程は、各市町教育委員会を経由して、県教育委員会へ報告するようにしている。
福島県	自閉症・情緒障がい学級の交流及び共同学習の効果的な実践、教育課程の位置づけなど、養護教育センターと共同で取り組んでいる学校がある。
宮崎県	年度当初に県内すべての公立小・中学校特別支援学級在籍児童生徒の教育課程について調査を実施している。
北海道	平成21・22年度 自閉症に対応した教育課程の在り方に関する調査研究事業(文部科学省委託事業)
和歌山県	・近年、県教育委員会が主催する市町村教育委員会の指導主事研修会において、特別支援教育に関するテーマを取り上げている。 昨年度は、特別支援学級の教育課程、自立活動の在り方、就学指導の在り方についてテーマを設定し、ワークショップ形式で研修を行った。
大阪府	全市町村を対象に学校訪問をして、支援学級参観を実施。支援学級の取組みを把握し、先進的な事例を市町村教育委員会支援教育担当指導主事会等を通して、各地域に情報発信している。また、支援学級在籍児童・生徒の教育課程を編成するにあたり、乳幼児期から学校卒業後までを通じ、一貫した適切な支援を行うため、「個別の教育支援計画」作成・活用実践報告会を開催している。
熊本県	平成24年度は、特別支援学級担任を対象とした特別支援学校による2日間の基礎講座を県内16校で開催した。  府内市町(組合)教育委員会(京都市教育委員会を除く。)に照会したところ、次のような取組があげられた。
京都府	・中学校区単位や市単位で校外学習や学習発表会を実施している。 ・特別支援学校との交流、当該市町村在住で特別支援学校に在籍する児童生徒との交流を実施している。 ・通常の学級に在籍する発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒が、双方にとって効果が期待できる教科等を特別支援学級で一緒に学習している。 ・郷土学習について、通常の学級と共同学習を実施するよう年間計画に位置付けている。 ・特別支援学校の就学基準に該当する児童に対して「遊び」の時間を設定し、砂遊びや運動遊びをするなど、療育のプログラムを取り入れている。 ・生活単元を共同学習の一部として位置付け、通級指導教室とも連携しながら社会性の向上に繋げる努力を行っている。 ・中学校では、各教科担当の教員が指導・支援できるようにしている。
愛知県	・特別支援学級及び通常の学級に在籍する障害のある児童に対しての支援について、教育課程の編成の実践研究をする。

表 20 特別支援学級の教育課程編成に関して  
特色ある取組, 事例 (指定都市)

---

特別支援学級対象の研修会等において、個別の指導計画の作成や積極的な活用を促しており、特に、校種間の場合には、個別の指導計画の内容を確実に引き継ぐよう指導している。

---

小中一貫教育を進めている本市では、小中の特別支援学級同士の交流及び共同学習ができるように、教育課程を  
いる中学校区がある。

---

交流及び共同学習に積極的に取り組んでいる。

---

Q13（都道府県）、Q10（指定都市）

貴教育委員会として、特別支援学級の教育課程編成に関する課題があればお書き下さい。

表 21 特別支援学級における教育課程編成に関する課題（都道府県）

---

特別支援学級の新設・増設に伴う担任の確保と専門性向上

---

中学校の特別支援学級の知的障害のない生徒が在籍する教育課程  
(自閉・情緒、言語、難聴、肢体不自由)特に自閉・情緒特別支援学級

---

・毎年、特別支援学級の新担任の人数が多く、研修等による知識や専門性の積み上げが図られにくい状況や教育課程編成が前年度踏襲に陥りやすい等の課題が見られる。  
・手引などを作成して大枠となる基本的な考え方を示してきたことにより成果もあったが、具体的な指導内容や指導方法の工夫等の面ではまだまだ課題が多い。  
・下学年適用と知的代替の類型の見極めについて、妥当性が不十分なケースが見られる。  
・自立活動の時間における指導を設定することにより、減じざるを得ない各教科等の指導時間をどのように適切に設定すべきかで悩んでいる学校が多い。(本県においては、特別支援学級に在籍している児童生徒の入級のねらいを踏まえ、自立活動の時間における指導を必ず設定するよう指導している。)

---

自閉症・情緒障害特別支援学級における適切な教育課程の編成

---

様々な理由から、在籍する児童生徒の実態に応じた特別な教育課程の編成が、十分にできていない場合がある。

---

担当教員の専門性を高めていくこと(研修の充実、特別支援学校教諭免許状の保有率を高める等)

---

・小学校、中学校において、特別支援教育に関する専門的な知識が薄いため、児童生徒の実態に合わせた特別な教育課程の編成ができないことが多い。  
・通常の学級との交流及び共同学習が効果的に実施されていないことが多い。

---

特別支援学級の新設や増設、特別支援学級を担当する教員の退職に伴う世代交代等、児童生徒の教育的ニーズに対応した教育課程を編成する教職員の専門性を高めることが課題である。

---

市町教育委員会担当者の中で特別支援学級等の経験者が少ないため特別支援学級の教育課程編成について、理解が十分ではない場合がある。そこで、市町教育委員会担当者が出席する会議において、教育課程編成についての研修を行った。

---

児童生徒の学習ニーズに応じた教科等の設定  
教科等を合わせた指導の位置づけ  
自立活動の扱い  
個別の教育支援計画、個別の指導計画をもとにした指導の在り方  
交流及び共同学習の在り方

---

○自立活動についての理解を図る必要がある。  
○特別支援学級が年々増加するなかで、担当者に特別の教育課程について理解を図る研修が必要である。

---

個に応じた指導の充実を図るため、同一の特別支援学級内における授業設定の工夫

---

在籍する児童生徒の実態を踏まえ、将来の進路を見据えた適正な教育課程の編成。  
特別な教育課程を編成するための学級担任等の専門性の向上。

---

---

中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級における生徒の実態に合わせた教育課程編成の在り方（高校入試を念頭に置いた体制づくりにかかわって）

---

学校において、特別支援学級が個別指導の場として捉えられている状況があり、一つの学級としての教育課程の編成が十分にできていないところがある。

---

新しく特別支援学級担任となる教員や特別支援学級担任経験の少ない教員が多く、特別支援学級の教育課程編成についての理解が十分ではない。そのため、児童生徒の現在の実態だけでなく、将来の進路も視野に入れた教育課程の編成が難しい場合がある。

---

特別支援学級担任の交代が多く、教育課程編成についても担任の経験が蓄積されにくい現状がある。

---

自閉症・情緒障害特別支援学級で、教科等を合わせた指導を行っている。  
自立活動の内容が理解されない。

---

小学校及び中学校学習指導要領に示す各教科の目標に準拠して総括的に評価する場合の適正な学習評価の在り方について。

---

知的障害、自閉症・情緒障害の特別支援学級の増加に伴い、担当する教員が初任者や期限付きなど指導経験が浅いことが多いため、担当する子どもの障害の種類や程度に応じた教育課程を編成するための研修機会の一層の確保が必要である

---

特別支援学級担任の約半数近くが、1～2年で交代しており、教育課程編成に関わる専門性の定着が図れない。特に児童生徒の障害の状態に合わせた教育課程の編成が行われていない場合がある。

---

講師を含めた若年層教員や、ベテランでも特別支援教育を初めて担当する教員が特別支援学級を担当するケースも多く、児童生徒の実態に合わない教育課程編成がなされているケースが多々見られる。

---

知的障害特別支援学級以外の入級児童・生徒の適切な評価の在り方について

---

各小中学校では、これまで行ってきた実践に基づき教育課程を編成する傾向があり、児童生徒の実態に基づいて教育課程を編成することができていない。  
また、自立活動や知的障害者を教育する特別支援学校の教育課程に関する理解が浅く、教育課程の編成において活用するレベルに達していないことが多いと思われる。

---

特例についての内容が全ての担当者に十分に理解されているとは言えない。

---

特別支援学級担当者への、特別支援学校の教育課程の理解促進

---

担任や管理職に対する児童生徒の障害や程度に合わせた教育課程編成についての理解の徹底

---

- 
- ・新担任が、特別な教育課程への知識が不十分なために、訂正する事例がみられる。
  - ・新任の特別支援学級担当者はもちろん経験が長い担当者へも、教育課程編成方法等について共通理解を図る必要がある。
  - ・個の実態に応じた教育課程編成が可能であるが複雑でもある。学級担任に編成を任されることがほとんどであるため、編成に関しては毎年研修をして、周知している市町村も多い。
  - ・自立活動の時間が学校によって差がありすぎる。特に、極端に少なすぎたり多すぎたりする学校については、自立活動の趣旨について確認した。
- 

実情に合った教育課程を編成することになっているが、児童生徒の実態に応じた適切な教育課程になっているかどうかの判断が難しい。

---

個に応じた特別な教育課程編成について、各校において適切に管理職が指導助言できるよう、教育委員会の指導支援がさらに必要である。

---

市町村教育委員会及び小・中学校が特別支援学級の教育課程を理解できていないケースがある。

---

特別支援学級においては、児童生徒の増加傾向や障がいの重度・重複化、多様化がみられ、個々の障がいの程度や状況に応じた教育課程の編成を行うには、多様な教育的ニーズに応える必要があり、障がいの理解と専門性が求められる。特別支援学級における交流及び共同学習の授業を、児童生徒の状況や目標に応じて、どのように教育課程を編成するかが課題である。

---

- ・教科別・領域別の学習にかたよりがちで、生活単元学習や日常生活の指導等合わせた指導の充実が課題（帯状でとったり、2時間続きの設定等）
  - ・在籍児童生徒の学年が多学年にわたったり、様々な発達段階の児童生徒が在籍する学級で、特に在籍児童生徒数が多人数の場合には、個に応じた教育課程を編成することが難しい。
  - ・個々の発達の程度に応じた指導及び学習課題を克服するため、より適切な指導・支援の手立てを明確にした個別の指導計画等の作成とその改善を進めること。
- 

個別の指導計画や個別の教育支援計画に基づく教育課程の編成が課題である。

---

研究の成果を県下小中学校に広く周知し、共有するための手だての工夫。

---

- ・特別支援学級を平成23年度より5年間で200学級の増設を予定するが、初めて特別支援学級を設置する学校やその教職員の専門性の確保
  - ・各特別支援学級に在籍する児童生徒の状態が多岐にわたるようになったため、適切な教育課程の編成に各市町村教委及び学校が苦慮している。教育課程編成の原則や児童生徒の障がいの状態に応じた特別な教育課程を編成する際の留意点を整理する必要がある。
- 

自立活動の実施を教育課程の上で明確に位置づける検討が十分でない。

---

表 22 特別支援学級における教育課程編成に関する課題 (指定都市)

---

障害種別に応じた教育課程の編成

---

児童の実態に応じた適切な教育課程の編成

---

教員の資質の向上が課題となっている。

---

学習活動や指導内容と教育課程の整合性

---

- ・特別支援学級1学級設置校において、自閉症・情緒の子どもと知的障がいの子どもが混じっている学級での教育課程編成・運営の在り方
- ・中学校の特色である、教科担任制での教育課程の編成。特に知的障がいの子どもに対する「領域・教科を合わせた指導」の取組
- ・交流・共同学習の導入による、学級全体としての学習の取組の困難さ(生活単元、作業学習等の時間の確保)

---

自閉症・情緒障害学級において、知的な課題が違う自閉症児が一学級に混在する場合に、教育課程を編成する上で、授業構成が難しい。

---

時間による自立活動を取り入れた場合に、教科等の時間数が偏っている場合があり、指導助言している。

---

特別支援学級の教育課程について、特別支援学級担当者に任されているところがあり、学校としての教育課程の在り方が明確でない。  
小中学校の管理職が特別支援学級の教育課程について知らないところが多く、理解を図る必要がある。

---

特別支援教育の教育課程の編成について、支援学級在籍児童生徒の増加に伴ない、支援学級も増加している。そのような中で、教育課程編成も含めて、支援学級担任の専門性の向上や指導の一貫性・系統性が課題となっている。

---

一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程を編成するにあたり、特別支援学級担当者としての経験が少ない教師に対する支援。

---

児童生徒の実態に合わせて特別な教育課程を編成するときに、一部保護者の学力重視のニーズによって編成が困難になることが課題である。

---

知的障がい特別支援学級と自閉症・情緒障がい特別支援学級において、ほぼ同内容の教育課程を編成している例が見られる。

---

子どもの状態の多様化

保護者の教育的ニーズの多様化

個別の指導計画の作成、教育課程の編成が困難になっている。教員の専門性の確保。(毎年1/4が新担任)

---

Q14（都道府県）、Q11（指定都市）

貴教育委員会として、障害種別の視点からの特別支援学級の教育課程編成上の課題があればお書き下さい。

表 23 障害種別の視点からの特別支援学級の教育課程編成上の課題（都道府県）

自閉症・情緒障害特別支援学級
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校で在籍生徒の各教科別をどのように計画的に指導を進めたら良いか。</li> <li>・中学校で支援学級で行う教科での指導計画(教科担任か支援学級担任のどちらが指導を行うか)</li> <li>・知的障害のない児童生徒が在籍している場合、「各教科等を合わせた指導」の形態を位置付けないことの理解促進</li> <li>・知的障害のある児童生徒とない児童生徒とが混在している学級における教科の学習内容と時間数の確保</li> <li>・教科指導がおろそかになっているケースが見られる。</li> <li>・在籍する児童生徒の実態が様々で、児童生徒の能力や障害の状態等に応じた教育課程をどのようにして編成していくか</li> <li>・特に自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒の増加が著しい。</li> <li>・同一学級内で複数の教育課程を編成する場合の児童生徒一人一人の学習をどのように保障していくか。</li> <li>・軽度の知的障害のある児童生徒と知的障害のない児童生徒の教育課程は違うということの理解が難しい。</li> <li>・情緒障害の児童生徒に対して、情緒の安定と自立に向けた力を育てるという視点を教育課程に反映していくことに難しさを感じる。</li> </ul>
知的障害特別支援学級
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「各教科等を合わせた指導」「教科別の指導」「領域別の指導」の3つの指導形態を児童生徒の実態や特性を十分に考慮し、適切に組み合わせることの理解促進</li> <li>・教科・領域を合わせた指導の形態を効果的に設定できていない。</li> <li>・教科等を合わせた指導の内容が吟味されず、例年同じ内容で実施されたり、一人一人の目標に合わない内容になっていたりするケースが見られる。</li> <li>・児童生徒の実態にそぐわない各教科等を合わせた指導の取扱</li> <li>・教科指導中心の教育課程編成になっている場合が多い。</li> </ul>
言語障害特別支援学級
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発音・発語の指導など障害の状態に即した指導の充実を図る必要</li> <li>・知的な遅れがない児童生徒も多いため、教育課程編成にも苦慮している。</li> </ul>
弱視特別支援学級・難聴障害特別支援学級
<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要があると思われる場合でも、授業時間を設定しての「自立活動」が行われていないことがある。</li> </ul>
病弱・身体虚弱特別支援学級
<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年では「病弱・身体虚弱学級」の設置が増える</li> </ul>
複数の障害種にまたがった課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚・肢体自由学級等1名学級における社会性を身に付けるための指導方法の工夫が課題</li> <li>・下学年適用及び知的代替の教育課程における、児童生徒の実態把握に基づいた具体的な指導内容の計画が不十分</li> <li>・下学年の各教科の目標と内容を取り扱う場合の根拠が不十分</li> <li>・知的障害の教育課程と準ずる教育課程の区別が明確になっていないことがある。</li> <li>・児童生徒の障害の程度や教育的ニーズに対応した教育課程を編成する教職員の専門性を高めることが課題</li> <li>・1つの学級に複数の障害種の児童生徒が在籍している場合の教育課程編成の仕方</li> <li>・障害が重度もしくは重複している児童生徒の場合の適切な教育課程編成が難しい。</li> <li>・自立活動の内容の理解</li> <li>・知的障害以外の特別支援学級については、自立活動の指導計画が個別に立案されていない場合があり、集団として取組んでいる場合がある。</li> <li>・自立活動が教育課程の中に取り入れられていない場合もある。</li> </ul>

表 24 障害種別の視点からの特別支援学級の教育課程編成上の課題（指定都市）

自閉症・情緒障害学級
<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の児童生徒の障害の特性や学習習得状況によって通常の学級の教育課程に準ずることが困難な場合がある。そうした場合、特別支援学校に準じた教育課程を編成すると高等学校の受験が困難となり、知的障害がないので知的障害特別支援学校高等部への進学もできなくなってしまう。</li> <li>・実態差が大きい</li> <li>・知的障害者でない児童生徒の教育課程の編成</li> <li>・知的障害者である児童生徒と混在している場合の教育課程の編成</li> <li>・知的障害者でない生徒へ教科指導を行う際の該当教科の免許を保有している教員の確保</li> <li>・従来の自閉症の子どもの指導（自立活動を主とした指導）と発達障がいの子どもの指導（教科学習を主とした指導）の在り方</li> <li>・複数学年の児童生徒が7～8人在籍する場合が多く、時間割の工夫が難しい。</li> <li>・知的障害のない児童・生徒の評価（特に中学生の評価）</li> </ul>
知的障害特別支援学級
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の知的課題の実態に応じた適切な教育課程編成が行われているか評価が難しい。</li> <li>・校内での交流は学校全体に理解があるが、共同学習への理解と協力が難しい。</li> </ul>
複数の障害種にまたがった課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・病弱学級等、重度の障害をもつ子に対する教育課程について、教育的効果の観点から、編成の難しさを感じている学級が多い。</li> <li>・知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由学級などに在籍している弱視・難聴を併せ持った児童生徒の教育課程編成</li> <li>・知的障がいのない、肢体不自由や聴覚、自閉症・情緒障がいの特別支援学級で、複数の学年の生徒が在籍し、教科別の指導を行う場合、教育課程の編成並びに実施において、教科担当教員がどのように指導にはいるのか</li> <li>・障害種別ごとの特別支援学級の指導方針、指導目標、個別の指導計画の作成において、障害種別に応じた内容になっていないものがある。</li> <li>・自立活動に関する指導</li> <li>・本市には知的障害養護学校と聾学校があるが、肢体不自由養護学校、盲学校はないので、肢体不自由学級や弱視学級の自立活動をはじめとする指導内容や教育課程の編成が難しい。</li> </ul>

### 資料3

全国の小・中学校の特別支援学級における「特別の教育  
課程」の編成と実施に関する調査



## 調査名

### 「全国の小・中学校の特別支援学級における「特別の教育課程」の編成と実施に関する調査」

- A 都道府県名をお選び下さい [必須]
- B 貴都道府県において特別支援学級の教育課程を担当する部局等の名称をお書き下さい。  
(複数回答可) [必須]
- C-1 本調査を記入された方の職名をお書き下さい。 [必須]
- C-2 本調査を記入された方の氏名をお書き下さい。 [必須]
- C-3 本調査を記入された方の氏名を平仮名でお書き下さい。 [必須]
- C-4 本調査を記入された方の e-mail をお書き下さい。 [必須]
- Q1-1 特別支援学級 1 学級あたりの児童生徒の定員について義務標準法では 8 人ですが、それとは別に貴都道府県で独自の基準を設けていますか？ [必須]  
はい いいえ (検討中) いいえ
- Q1-2 「はい」の場合、基準を具体的にお書き下さい。
- Q2-1 特別支援学級 1 学級あたりの教員配置について、貴都道府県で義務標準法に定められた定数に加えて、特別支援学級の設置に着目して独自の加配を行っていますか？(常勤・非常勤は問いません。また、学校支援員、介助員等は含みません。) [必須]  
はい いいえ
- Q2-2 「はい」の場合、独自の加配について具体的にお書き下さい。
- Q3-1 貴都道府県教育委員会は、特別支援学級の教育課程の編成について記載された手引き等を作成していますか？ [必須]  
はい いいえ (作成中) いいえ (検討中) いいえ
- Q3-2 「はい」の場合、手引き等の名称をお書き下さい。
- Q3-3 「はい」の場合、手引き等の最新版を作成した年度をお書き下さい。
- Q3-4 「はい」の場合、手引き等が記載された URL があればお書き下さい。
- Q4-1 管下市区町村教育委員会(指定都市を除く)において、特別支援学級の教育課程の編成について記載された手引き等を作成していますか？ [必須]  
はい いいえ
- Q4-2 「はい」の場合、手引き等を作成しているすべての市区町村教育委員会名をお書き下さい。
- Q4-3 「はい」の場合、各市区町村教育委員会のそれぞれの手引き等の名称をお書き下さい。
- Q4-4 「はい」の場合、各市区町村教育委員会の手引き等の最新版を作成した年度をお書き下さい。
- Q4-5 「はい」の場合、各市区町村教育委員会の手引き等が記載された URL をお書き下さい。
- Q5-1 貴都道府県教育委員会および教育センター等が主催する、特別支援学級の教育課程に

関する研修はありますか？[必須]

はい いいえ

Q5-2 「はい」の場合、研修名をお書き下さい。(複数の場合、すべての研修についてお書き下さい。)

Q5-3 「はい」の場合、Q5-2 で挙げた研修の対象者(例、管理職、教務主任、特別支援学級担当者、等)をお書き下さい。(複数の場合、すべての研修についてお書き下さい。)

Q5-4 「はい」の場合、研修日数・時間をお書き下さい。(複数の場合、すべての研修についてお書き下さい。)

Q5-5 「はい」の場合、研修内容をお書き下さい。(複数の場合、すべての研修についてお書き下さい。)

Q6-1 平成19年度以降に、貴都道府県では「特別支援学級の教育課程編成に関する取組」を、単独事業として実施していますか？[必須]

はい いいえ

Q6-2 「はい」の場合、実施年度をお書き下さい。

Q6-3 「はい」の場合、事業名をお書き下さい。

Q6-4 「はい」の場合、事業内容をお書き下さい。

Q6-5 「はい」の場合、事業について記載された URL があればお書き下さい。

Q7-1 特別支援学級における交流及び共同学習の年間総時間数に関連して、貴都道府県として一定の基準がありますか？[必須]

はい いいえ

Q7-2 「はい」の場合、どのような基準、内規等なのかお書き下さい。

Q8-1 特別支援学級における交流及び共同学習の週あたりの時間数に関連して、貴都道府県として一定の基準がありますか？[必須]

はい いいえ

Q8-2 「ある」の場合、どのような基準、内規等なのかお書き下さい。

Q9-1 域内の市区町村教育委員会(指定都市を除く。)において、特別支援学級における交流及び共同学習の年間総時間数について、一定の基準がありますか？[必須] はい いいえ

Q9-2 「ある」の場合、どのような基準、内規等なのかお教え下さい

Q10-1 貴都道府県が管下する市区町村教育委員会(政令指定都市を除く)において、特別支援学級における交流及び共同学習の週あたりの時間数に関連して、ある一定の基準、内規等がありますか？[必須]

はい いいえ

Q10-2 「ある」場合、どのような基準、内規等なのかお書き下さい。

Q11 特別支援学校のセンター的機能として、小中学校特別支援学級の教育課程編成に関わる助言などの取組について、貴教育委員会において把握している事例があれば、概要を

お書き下さい。

- Q12 特別支援学級の教育課程編成に関して、貴都道府県において、特色ある取組や事例があればお書き下さい。
- Q13 貴教育委員会として、特別支援学級の教育課程編成に関する課題があればお書き下さい。
- Q14 貴教育委員会として、障害種別の視点からの特別支援学級の教育課程編成上の課題があればお書き下さい。
- Q15 特別支援学級の教育課程について、その他ご意見等あればお書き下さい。

## 調査名

### 全国の小・中学校の特別支援学級における「特別の教育課程」の編成と実施に関する調査

- A 指定都市名 をお選び下さい。 [必須]
- B 貴市において特別支援学級の教育課程を担当する部局等の名称をお書き下さい。(複数回答可) [必須]
- C-1 本調査を記入された方の職名をお書き下さい。 [必須]
- C-2 本調査を記入された方の氏名をお書き下さい。 [必須]
- C-3 本調査を記入された方の氏名を平仮名でお書き下さい。 [必須]
- C-4 本調査を記入された方の e-mail をお書き下さい。 [必須]
- Q1-1 特別支援学級 1 学級あたりの児童生徒について義務標準法では 8 人ですが、それとは別に貴市で独自の基準を設けていますか? [必須]  
はい いいえ (検討中) いいえ
- Q1-2 「はい」の場合、基準を具体的にお書き下さい。
- Q2-1 特別支援学級 1 学級あたりの教員配置について、貴市で義務標準法に定められた定数に加えて、特別支援学級の設置に着目して独自の加配を行っていますか? (常勤・非常勤は問いません。また、学校支援員、介助員等は含みません。) [必須]  
はい いいえ
- Q2-2 「はい」の場合、独自の加配について具体的にお書き下さい。
- Q3-1 貴市教育委員会は、特別支援学級の教育課程の編成について記載された手引き等を作成していますか? [必須]  
はい いいえ (作成中) いいえ (検討中) いいえ
- Q3-2 「はい」の場合、手引き等の名称をお書き下さい。
- Q3-3 「はい」の場合、手引き等の最新版を作成した年度をお書き下さい。
- Q3-4 「はい」の場合、手引き等が記載された URL があればお書き下さい。
- Q4-1 貴市教育委員会および教育センター等が主催する、特別支援学級の教育課程に関する研修はありますか? [必須]

はい いいえ

- Q4-2 「はい」の場合、研修名をお書き下さい。(複数の場合、すべての研修についてお書き下さい。)
- Q4-3 「はい」の場合、Q4-2 で挙げた研修の対象者(例、管理職、教務主任、特別支援学級担当者、等)をお書き下さい。(複数の場合、すべての研修についてお書き下さい。)
- Q4-4 「はい」の場合、研修日数・時間をお書き下さい(複数の場合、すべての研修についてお書き下さい)
- Q4-5 「はい」の場合、研修内容をお書き下さい。(複数の場合、すべての研修についてお書き下さい。)

Q5-1 平成19年度以降に、貴市では「特別支援学級の教育課程編成に関する取組」を、単独事業として実施していますか? [必須]

はい いいえ

- Q5-2 「はい」の場合、実施年度をお書き下さい。
- Q5-3 「はい」の場合、事業名をお書き下さい。
- Q5-4 「はい」の場合、事業内容をお書き下さい。
- Q5-5 「はい」の場合、事業について記載された URL があればお書き下さい。

Q6-1 特別支援学級における交流及び共同学習の年間総時間数に関連して、貴市として一定の基準がありますか? [必須] はい いいえ

Q6-2 「はい」の場合、どのような基準、内規等なのかお書き下さい。

Q7-1 貴市において、特別支援学級における交流及び共同学習の週あたりの時間数に関連して、一定の基準がありますか? [必須]

はい いいえ

Q7-2 「ある」場合、どのような基準、内規等なのかお書き下さい。

Q8 特別支援学校のセンター的機能として、小中学校特別支援学級の教育課程編成に関わる助言などの取り組みについて、貴教育委員会が把握している事例があれば、概要をお教え下さい。

Q9 特別支援学級の教育課程編成に関して、貴市において、特色ある取り組みや事例があればお書き下さい。

Q10 貴教育委員会として、特別支援学級の教育課程編成に関する課題があればお書き下さい。

Q11 貴教育委員会として、障害種別の視点からの特別支援学級の教育課程編成上の課題があればお書き下さい。

Q12 特別支援学級の教育課程について、その他ご意見等あればお書き下さい。

## 資料4

調査票：小学校、中学校の特別支援学級における「特別の教育課程」の編成と実施に関する調査（3県調査）



## 小学校、中学校の特別支援学級における 「特別の教育課程」の編成と実施に関する調査

この調査は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の専門研究A（重点推進研究）「特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究」（研究代表者：滝川国芳）の一環として実施するものです。特別支援学校の学習指導要領を参考にして編成することもできる小・中学校の特別支援学級における「特別の教育課程」に関して、本研究所ではすべての障害種を視野に入れた全体的、総合的な調査はこれまでに実施しておらず、その実態も把握できておりません。この調査により、小学校、中学校の特別支援学級における「特別の教育課程」の編成と実施の現状と課題を明らかにすることを目的として本調査を実施します。

調査記入用紙（様式1）（様式2）に回答をご記入後、返信用封筒にて郵送願います。

ご回答いただいた内容は、個人情報取り扱いに十分に注意し適切に管理し、学校名や個人が特定できないように統計的に処理を行います。また、調査記入用紙につきましては、研究期間終了後、直ちに破棄します。調査結果につきましては、貴県教育委員会事務局と共有するとともに、当研究所ホームページ上でご報告いたします。

趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

**● 貴校の基本情報について、別紙調査記入用紙（様式1）にご記入ください。**

県名	
市町村名	
学校名	
学校電話番号	
調査記入用紙（様式1） に記入された方のご氏名	

**● 貴校の特別支援学級の障害種別ごとの学級数と学年ごとの在籍児童生徒数について、別紙調査記入用紙（様式1）にご記入ください。**

障害種別	学級数	児童数						生徒数		
		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	1学年	2学年	3学年
知的障害										
肢体不自由										
病弱・身体虚弱										
弱視										
難聴										
言語障害										
自閉症・情緒障害										

★ここからは、特別支援学級担任が調査記入用紙(様式2)に、ご回答ください。

(複数の学級が設置されている場合は、調査記入用紙(様式2)を複写して、それぞれの学級ごとに  
ご回答ください。)

(1学級につき、1枚の調査記入用紙(様式2)にてご回答ください。)

## A. 学級担任について

(1) あなたが担任をしている特別支援学級の障害種に該当する番号をお答えください。

1. 知的障害      2. 肢体不自由      3. 病弱・身体虚弱      4. 弱視  
5. 難聴          6. 言語障害          7. 自閉症・情緒障害

(2) あなたの教職経験年数(2012年12月末現在、月数については1年繰り上げてください)  
について、ご記入ください。経験がない場合は「経験なし」を○で囲んでください。

①	教職経験年数(講師期間の年数も含む)	年
②	特別支援学級の担当年数	年
③	通級指導教室の担当年数	年・経験なし
④	特別支援学校の担当年数	年・経験なし

(3) 特別支援学校教員免許状についてお尋ねします。あなたは、特別支援学校教員免許状  
を所有していますか。該当する番号をお答えください。

1. ある      2. ない      3. ないが現在単位を取得中

### 1. 教育課程の編成について

① 貴校では、特別支援学級の教育課程編成に関して主体となっている組織(部署・担当)は  
どこですか。該当するものを一つ選んで番号をお答えください。

1. 管理職主体      2. 特別支援学級担任主体      3. 教育課程に係る委員会主体  
4. 地域の特別支援学級担任者会・障害種別の担任者会主体

② 特別支援学級の教育課程編成の際に特に留意していることは、何ですか。下記の項目から  
二つ選んで番号をお答えください。

1. 児童生徒や学級の実態      2. 前年度の年間指導計画      3. 個別の指導計画の評価  
4. 学校評価の結果      5. 校内の教員による協議      6. 前年度の担任からの引き継ぎ

③ 初めて特別支援学級の担任になったときに教育課程を編成に関する研修を受けましたか。  
該当する番号をお答えください。

1. 受けた      2. 受けていない

- ④ 参考資料(県や市町村作成の手引書・研修会における資料など)をどのように活用して教育課程を編成していますか。下記の項目から最も当てはまるものを一つ選び番号をお答えください。
1. 参考資料通りに編成
  2. 参考資料を参考に学校の状況に合わせて編成
  3. 参考資料を参考に在籍児の実態に合わせて編成
  4. 参考資料が手元がない
  5. 参考資料は活用していない
- ⑤ 教育課程を編成する際に外部機関などから助言や支援を受けていますか。該当するすべての機関の番号をお答えください。
1. 教育委員会
  2. 特別支援学校
  3. 大学教員等
  4. 近隣の特別支援学級の担任の会
  5. 受けていない

## 2. 教育課程の実際

- ⑥ 教育課程はどのような単位で編成していますか。該当する番号をお答えください。  
(たとえば、知的障害の学級が2学級ある場合、2学級とも同一の教育課程の場合は1を、学級ごとに教育課程が異なる場合は2を選択してください)
1. 障害種別学級ごと
  2. 学級ごと
  3. 学年ごと
  4. 発達段階ごと(課題別ごと)
- ⑦ 特別の教育課程及び指導の実際について、学級の状況をお尋ねします。
- (1) 小学校・中学校学習指導要領の教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えて指導していますか。該当する番号をお答えください。
1. 替えている
  2. 替えていない
  3. 一部替えている
- (2) 各教科の内容の一部を取り扱わない場合がありますか。該当する番号をお答えください。
1. 一部を扱わない場合がある
  2. 各教科の内容は全て扱っている
- (3) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の知的障害者である児童生徒に対する教育を行なう特別支援学校の教科を用いて指導していますか。該当する番号をお答えください。
1. 指導している
  2. 指導していない
- (4) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の領域・教科を合わせた指導を行っていますか。以下について、該当する番号をお答えください。
- |                    |       |        |
|--------------------|-------|--------|
| ア 「日常生活の指導」を行っている。 | 1. はい | 2. いいえ |
| イ 「遊びの指導」を行っている。   | 1. はい | 2. いいえ |
| ウ 「生活単元学習」を行っている。  | 1. はい | 2. いいえ |
| エ 「作業学習」を行っている。    | 1. はい | 2. いいえ |

- ⑧ 在籍する児童生徒に対して、時間割設定上、自立活動の時間の指導は年間何時間、指導していますか。該当箇所に年間授業時数をご記入ください。

学年（小学校）	年間授業時数	学年（小学校）	年間授業時数	学年（中学校）	年間授業時数
第1学年	時間	第4学年	時間	第1学年	時間
第2学年	時間	第5学年	時間	第2学年	時間
第3学年	時間	第6学年	時間	第3学年	時間

- ⑨ 在籍児童生徒の交流及び共同学習は、特別支援学級では教育課程上どの領域・教科で実施していますか。該当する領域・教科の番号を全てお答えください。（児童生徒個々に異なると思われるが、在籍児童生徒が実施している全てについて合わせてお答えください。）

(1) 小学校の場合

1. 国語 2. 社会 3. 算数 4. 理科 5. 生活 6. 音楽 7. 図画工作 8. 家庭  
 9. 体育 10. 道徳 11. 外国語活動 12. 総合的な学習 13. 特別活動

(2) 中学校の場合

1. 国語 2. 社会 3. 数学 4. 理科 5. 音楽 6. 美術 7. 保健体育 8. 技術・家庭  
 9. 外国語 10. 道徳 11. 総合的な学習 12. 特別活動

- ⑩ 学校に複数の障害種の特別支援学級が設置されている場合の合同学習について、お尋ねします。

- (1) 他の障害種の特別支援学級と合同学習を行っていますか。該当する番号をお答えください。

1. 複数の障害種の学級設置はない 2. 行っている 3. 行っていない

- (2) (1)で、「2. 行っている」と回答した場合は、他の障害種の特別支援学級との合同学習は、あなたの学級の教育課程ではどのような時間で行っていますか。該当する番号を全てお答えください。

1. 小学校学習指導要領の生活科 2. 総合的な学習 3. 特別活動  
 4. 外国語活動（外国語） 5. 各教科  
 6. 特別支援学校の知的障害の教科等（日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習を含む）

### 3. 特別支援学級の教育課程編成上の課題

- ⑪ 教育課程の内容・方法について特に課題と考えている項目を次のから二つ選んで、該当する番号をお答えください。
1. 何を基にしてどのように編成したらよいかわからない
  2. 学習指導要領（特別支援学校）の趣旨を踏まえた教育課程編成の仕方がわからない
  3. 自立活動をどのように組み立てたらよいかわからない
  4. 年間指導計画についての検討がなされない
  5. 編成の際に参考になる他校の教育課程が手元にない
  6. 編成の際に参考となる関連資料や事例が見つからない
  7. どこに視点、重点を置いて編成したらよいかわからない
  8. 特に課題となることはない
- ⑫ 教育課程編成に関する組織・運営面で特に課題と考えている項目を次から二つ選んで、該当する番号をお答えください。
1. 教育課程編成の際、校内で特別支援学級の教員以外の教員との協議ができない
  2. 特別支援学級の担任同士が集まって協議する場が必要だがない
  3. 教育課程編成を担当する部署（校内組織）が整っていない
  4. 教育課程の編成にあたって管理職のリーダーシップが必要と感じている
  5. 教育課程の編成手順がわからない
  6. 管理職と特別支援学級担当者との連携が十分になされていない
  7. 保護者の要望に、どのように対応して教育課程を編成したらよいかわからない
  8. 保護者にどのように説明したらよいかわからない
  9. 特別支援学校からのセンター的機能による支援が必要だが受けられていない
  10. 特に課題となることはない

本調査は、これで終わりです。ご協力いただきまして、ありがとうございました。  
なお本件に関するご質問等については、下記まで電子メールにてお問い合わせください。

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所  
推進班教育課程研究チーム  
e-mail : v-2013katei@nise.go.jp  
研究代表者：滝川国芳

## (様式 1)

小学校、中学校の特別支援学級における  
「特別の教育課程」の編成と実施に関する調査 記入用紙

- 貴校の基本情報についてご記入ください。

県名	
市町村名	
学校名	
学校電話番号	
調査記入用紙（様式 1） に記入された方のお名前	

- 貴校の特別支援学級の障害種別ごとの学級数と学年ごとの在籍児童生徒数をご記入ください。

障害種別	学級数	児童数						生徒数		
		1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	1 学年	2 学年	3 学年
知的障害										
肢体不自由										
病弱・身体虚弱										
弱視										
難聴										
言語障害										
自閉症・情緒障害										

(様式2) (1学級につき、1枚の調査記入用紙にてご回答ください。)

整理番号

—

小学校、中学校の特別支援学級における

「特別の教育課程」の編成と実施に関する調査 記入用紙

学校名	
-----	--

A	(1)		
	(2)	①	年
		②	年
		③	年・経験なし
		④	年・経験なし
(3)			

1	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		

2	⑥			
	⑦	(1)		
		(2)		
		(3)		
		(4)	ア	
			イ	
			ウ	
			エ	
	⑧	小学校	第1学年	時間
			第2学年	時間
			第3学年	時間
			第4学年	時間
			第5学年	時間
第6学年			時間	
中学校	第1学年	時間		
	第2学年	時間		
	第3学年	時間		

2	⑨	(1)	小学校の場合
		(2)	中学校の場合
	⑩	(1)	
		(2)	
3	⑪		
	⑫		

